

診療報酬改定及び消費税法改正にともなう料金改定のお知らせ

平成 26 年 4 月 1 日から診療報酬の改正により、保険診療にかかる費用の窓口負担額が一部変更となります。

また、消費税法改正に基づき、健康保険適用外の料金（診断書等）についても、消費税率を 5%から 8%に改正させていただきます。

何卒、ご理解を賜ります様よろしくお願ひ申し上げます。

フジ虎ノ門グループ 理事長